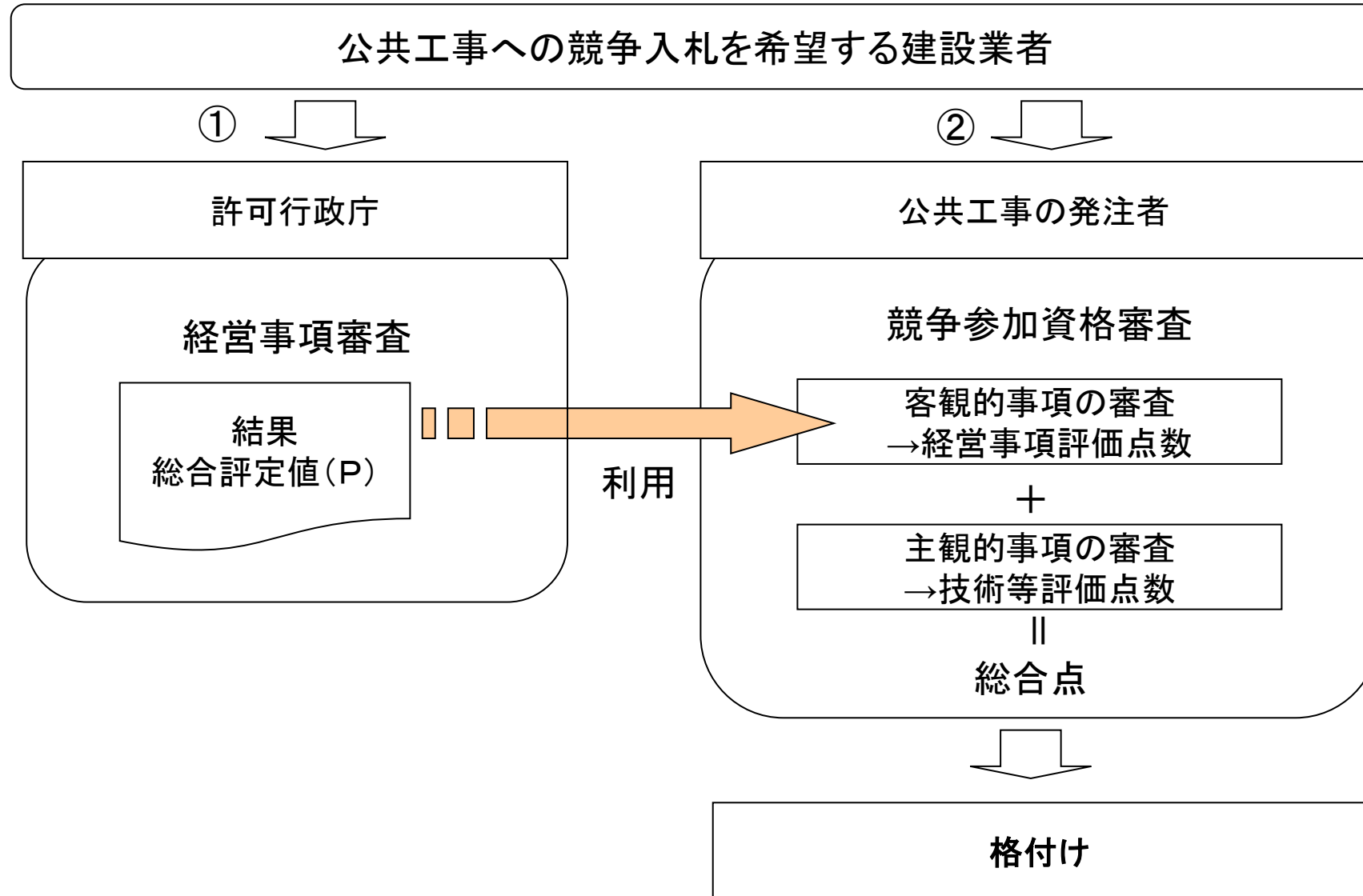




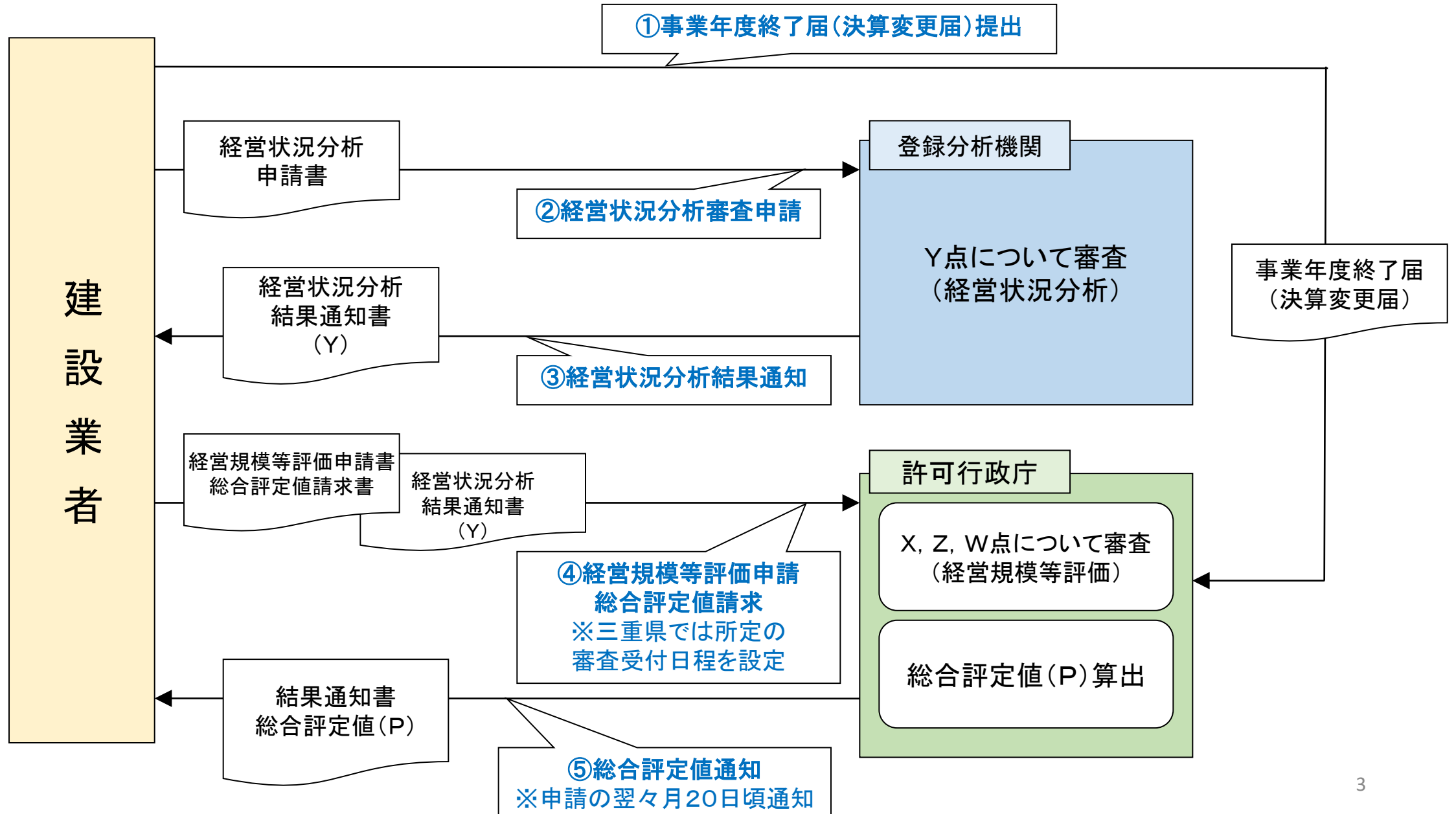
2. 経営事項審査の概要

経審と競争参加資格審査の関係

詳しくは経営事項審査の手引をご覧ください。



経審事項審査の流れ





経営事項審査結果の有効期間

■経営事項審査義務付けの対象となる公共工事等について、発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の事業年度終了の日(=審査基準日)から1年7ヶ月の間に限られる。

・有効期間の始期

経営事項審査の審査完了=結果通知書の発行日(受審日の翌々月の20日)

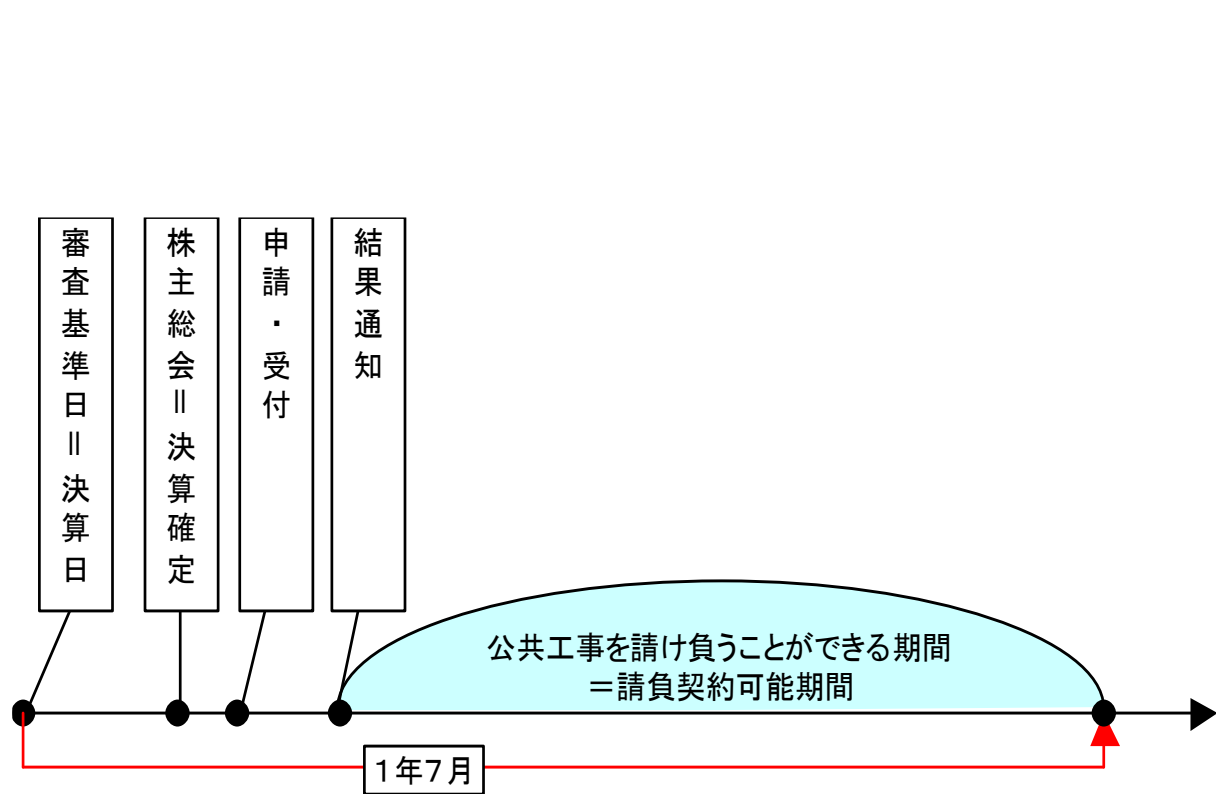
・有効期間の終期

審査申請の直前の営業年度終了の日(=審査基準日)から1年7ヶ月後

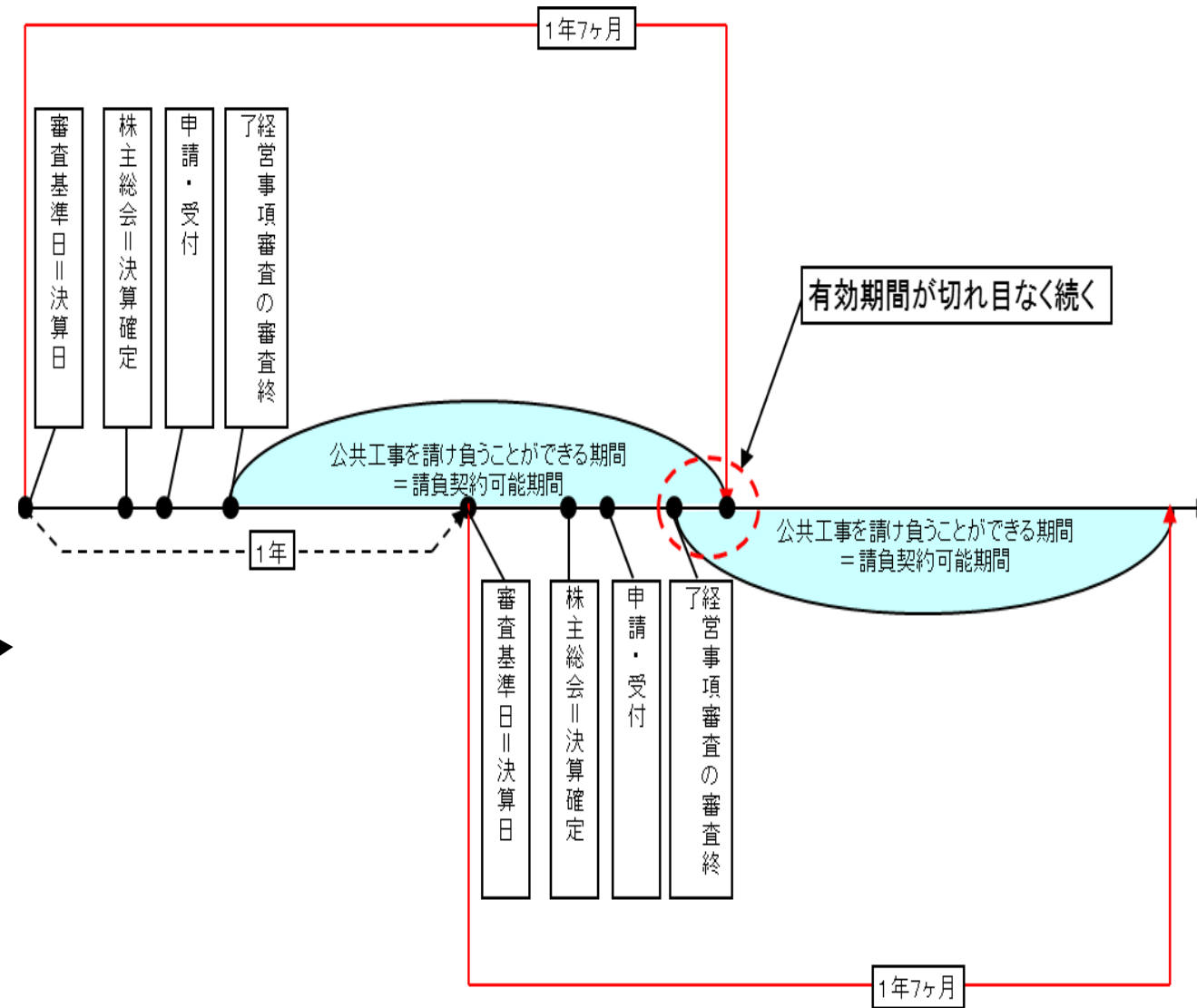
■継続的に公共工事を直接請け負おうとする場合、切れ目無く有効期間が継続するよう経営事項審査を受ける必要がある。



(図-1)

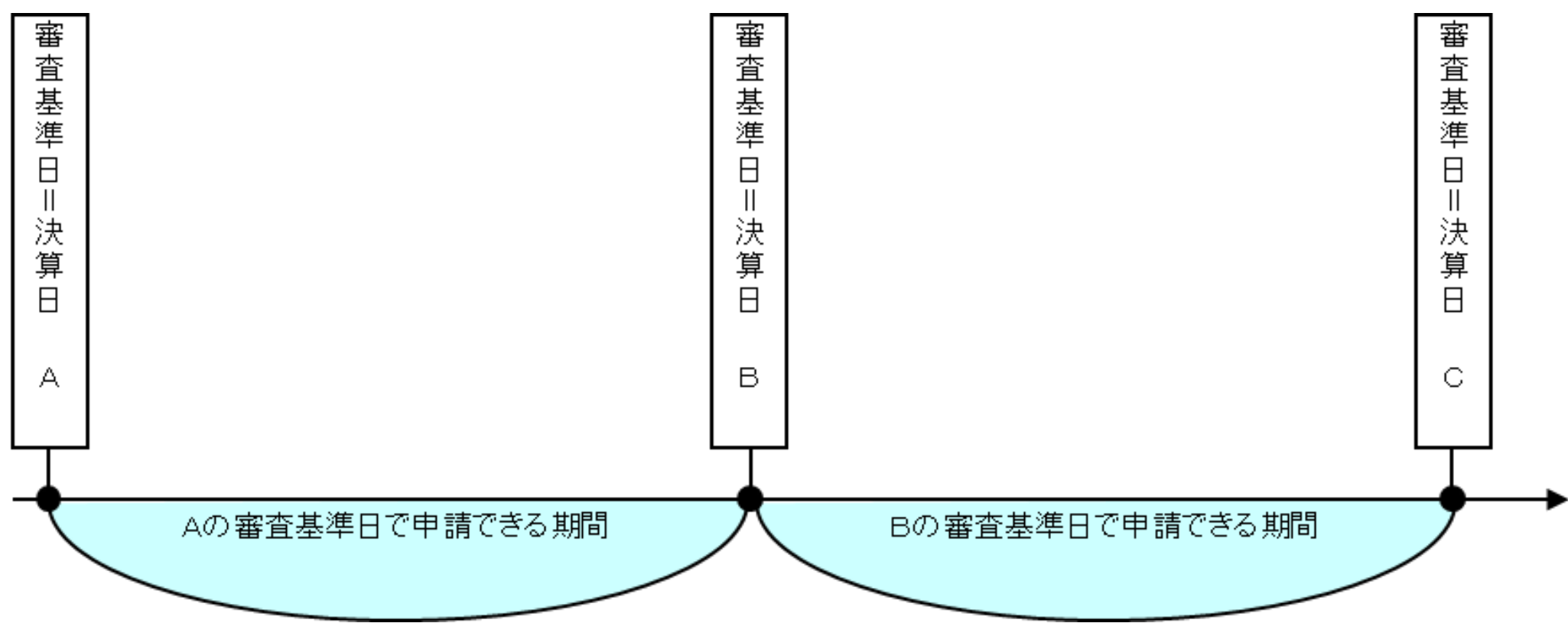


(図-2)





審査基準日は、経営事項審査申請をする日の直前の事業年度終了の日となります。



経営事項審査項目

項目区分		審査項目		最高点	最低点	ウェイト
経営状況	Y	負債抵抗力指標	①純支払利息比率 ②負債回転期間	1,595	0	0.2
		収益性・効率性指標	③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率			
		財務健全性指標	⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率			
		絶対的力量指標	⑦営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧利益剰余金（絶対額）			
経営規模等評価	経営規模	X 1	工事種類別年間平均完成工事高	2,309	397	0.25
		X 2	自己資本額・利益額	2,280	454	0.15
	技術力	Z	技術職員数（業種別） 元請完工高（業種別）	2,441	456	0.25
			①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	2,073	-1,837	0.15
その他の審査項目 （社会性等）		W				
総合評定値		P	$0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W$	2,159	6	



虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

【建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条】

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります。

【建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項】

(1) 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの

(2) 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を各発注機関に提出した場合等、契約行為に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります。

なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。



一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等できません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。(※許可の有効期限にもご注意ください。)審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1審査基準日1申請(原則)

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

○業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点に変更されるような内容の申請については認められません。



申請手続について

(1) 受付日程

- ・「経営事項審査日程表」の会場及び日程で行います。
- ・必ず予約申込期限までに審査会場を管轄する建設事務所へ審査日時を予約してください(電話可)。
- ・予約がない場合、審査をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

※原則、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で受審してください。やむを得ない理由で受審できない場合は、他の建設事務所で審査を

受けた後、その審査済の申請書類を速やかに管轄建設事務所へ提出してください。

※電子申請も可能です。その場合は、三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。

(2) 相手方の確認

会場にて、経営規模等評価申請書を提出される方の確認を行います。

(3) 審査の順序

①受付→②要員審査→③総括審査→④総合審査→⑤申請書類返却

※審査に関する補足

補正等が必要な場合には、受審日に電話やファックス等にて連絡しますので、当日は連絡が取れるようにして頂き、速やかな対応をお願いします。連絡が取れず追加の書類が提出されない場合は審査内容にかかる不利益を被ることがありますので予めご了承下さい。



(4) 審査における注意事項

審査会場で受審できるのは、申請者(従業員を含む)、行政書士(補助者除く)等の代理人・作成権限のある書類作成者に限られています。

審査を円滑に行うために書類を事前に整理し、申請書の記載項目に関して、審査員の求めに応じ速やかに必要書類の提出又は提示ができるようにしてください。

(5) 補正指示書

審査上、不備がある事項等に対し、補正指示を行います。

これは、次回審査時への申し送りも兼ねておりますので、初めて審査を受ける場合を除き、次回も持参してください。

(6) 受付後の申請書類の取扱い


申請者側に起因する理由での書類の誤り(持参書類の不備を含む)については、受付後の修正、差し替え等はできません(補正指示による場合を除く)。

結果通知までの間、記載内容の修正や再度審査を受けたい場合には、取下げのうえ、改めて申請が必要となります。

※取下げ後の再申請に際しては、審査手数料納付が改めて必要です。

※再度申請を行うことにより経審切れが生じても、その責任は負いかねます。

※受付済の申請書及び審査手数料は返却いたしません。



(7) 申請内容に対する照会

申請書類の受付後に、申請内容について許可行政庁から照会を行うことがあります。この場合、申請内容に対して、報告又は資料の提出を求めることがあります。(建設業法第27条の26第4項)

また、審査後に申請内容に対する疑義が生じた場合には、事実関係を調査のうえ、審査の受け直し(有料:改めて審査手数料納付が必要)を指示することがあります。

(8) 行政書士による代理申請

申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合、申請者からの委任状を添付のうえ、申請書の申請代理人欄に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記し、職印を押印して申請してください。また、郵送・事前持ち込みの場合は、行政書士証の写しを1申請者ごとに1部同封してください。

※行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。

(9) 提出書類(手引き参照)

申請に際しては正副2部をご用意のうえ提出してください。

(10) 持参書類(手引き参照)

審査において申請された内容を確認するため、必要な書類を持参してください。

※郵送の場合、許可申請書、決算変更届など、許可申請時等に提出済の書類であっても、取り扱いについては対面審査の場合と同様としますので、副本又は写しを同封してください。



経営事項審査申請の受付方法について

経営事項審査の受審について、当日の書類提出による受付に加えて、郵送及び窓口での書類の事前預かりによる受付も行っています。受付方法については、下記のとおりですが、詳細については受付窓口にて確認をお願いします。

【当日書類提出】

当日書類提出による審査は会場受付にて、連絡先、受審業種数を申し出て頂いたうえで、全ての書類を提出していただき、受付後は連絡がとれる状態にて審査会場外でお待ち下さい。提出書類に疑義がある場合等に審査員から連絡する場合がありますので、連絡があった際は速やかに対応をお願いします。なお、審査終了後は伺った連絡先に連絡致しますので、受領に受付までお越しく下さい。

【郵送受付】

事前に審査会場を管轄する建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の前々日までに申請書類、提示書類及び返信用レターパックを、審査会場を管轄する建設事務所総務課あて送付してください(必着のこと)。封筒の表面に、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入下さい。

経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について

現在位置: [トップページ](#) > [まちづくり](#) > [公共事業](#) > [建設業](#) > [経営事項審査](#) > [経営事項審査](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [県土整備部](#) > [建設業課](#) > [建設業班](#)

- 建設業
- 様式集
- 要綱・要領
- 入札参加資格申請
- 入札契約制度
- 浄化槽工事業登録
- 住宅瑕疵担保
- 建設工事統計調査
- 建設業法
- 建設業に関するお知らせ
- 建設業許可
- 経営事項審査
- 解体工事業登録
- 三重県公共工事等総合評価意見聴取会
- 建設業の社会保険加入対策
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する三重県計画

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

令和06年10月10日

建設業のための広場

経営事項審査

1. 経営事項審査に関するお知らせ

- [1級・2級登録経理試験合格者に係る評価及び講習受講について](#) (令和5年3月16日掲載)
- [経営事項審査の電子申請について](#)
 - ・操作方法及び三重県の経営における電子申請 (JCIP) の取扱いと注意事項を記載しています。電子での申請を希望される方はご確認ください。
- [経営事項審査の制度改正 \(令和5年1月改正\) に係る再審査申立てについて](#)
- [令和6年度経営事項審査概要説明](#) (令和6年6月10日掲載)
 - ・「経営事項審査の主な変更点」及び「三重県における経営事項審査申請の概要」を説明している動画です。R6年度に経営事項審査の受審を希望される方はご確認ください。
- [経営事項審査の主な改正事項](#) (令和4年8月15日公布)
- [経営事項審査の申請方法にかかる取扱いについて](#) (令和3年3月8日付)
- [経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げについて](#) (平成29年12月28日掲載)

2. 経営事項審査申請様式・手引き

- [経営事項審査申請書式ダウンロード](#) ←こちらからダウンロードできます。
※電子申請ソフトにおいて、経営事項審査の申請書類の作成が可能なソフトが無料で利用できますので、参考にしてください。
 - ・ [なんでも経審Plus](#) (一般財団法人建設業情報管理センター) (外部サイトへリンク)
 - ・ [かんたん書類マネージャ](#) (ワイス公共データシステム株式会社) (外部サイトへリンク)
- [「令和6年度 経営事項審査申請の手引き \(令和6年10月版\)」](#) ←こちらから経営事項審査を受ける方は「経営事項審査申請の手引き」を必ずよく読んで申請書を作成してください。

三重県の県土整備部建設業課の Web ページからダウンロードできます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/000121165.htm>

若しくは

三重県 経営事項審査

検索



審査結果通知について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね、申請した日の属する月の翌々月20日頃に簡易書留郵便にて郵送します。

(例) 6月24日に受審⇒8月20日に結果発送

※20日が休日の場合、その前の開庁日に発送。

再発行はしていませんので、紛失しないようご注意ください。